

(1 0) 各国特許出願政府費用等一覧表

主要国・機関における特許出願政府費用等一覧表

国 別		英 国		ド イ ツ		フ ラ ン ス	
経 費	施行日	1 9 9 8 . 1 0 . 1		2 0 0 2 . 1 . 1		2 0 0 2 . 1 . 1	
	出願料	ポンド	円	ユーロ	円	ユーロ	円
最		0	0	60	7,680	35	4,480
低	そ の 他	調査料	130	調査料	250	出願時の付加料	
必		審査請求料	70	審査請求料	150	10を超えるクレーム1つ毎	15
要		(ポンド)		(すでに調査がされている場合)		優先権主張	
費				審査請求料	350	(1の主張毎に)	15
用				(調査がされていない場合)		調査料	320
				(ユーロ)		特許発行料	85
						(ユーロ)	
年 金 (特 許 料 等)		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする	
	第1年						
	第2年					25	3,200
	第3年			70	8,960	25	3,200
	第4年			70	8,960	25	3,200
	第5年	50	9,200	90	11,520	25	3,200
	第6年	70	12,880	130	16,640	135	17,280
	第7年	90	16,560	180	23,040	135	17,280
	第8年	110	20,240	240	30,720	135	17,280
	第9年	130	23,920	290	37,120	135	17,280
	第10年	150	27,600	350	44,800	135	17,280
	第11年	170	31,280	470	60,160	270	34,560
	第12年	190	34,960	620	79,360	270	34,560
	第13年	210	38,640	760	97,280	270	34,560
	第14年	230	42,320	910	116,480	270	34,560
	第15年	250	46,000	1,060	135,680	270	34,560
	第16年	270	49,680	1,230	157,440	530	67,840
	第17年	300	55,200	1,410	180,480	530	67,840
	第18年	330	60,720	1,590	203,520	530	67,840
	第19年	360	66,240	1,760	225,280	530	67,840
	第20年	400	73,600	1,940	248,320	530	67,840
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
	第25年						
特許権 存続期間		出願日から20年		出願日の翌日から20年		出願日から20年	
通貨換算率		£ 1	184	Euro 1	128	Euro 1	128
備 考		EPO出願で件外を指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。		EPO出願でドイツを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。		EPO出願でフランスを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。	
駐 日 公 館 T E L		03-5211-1100		03-5791-7700		03-5420-8800	

続葉有

注：この表の通貨換算率は、平成15年12月24日付け「官報」第3758号に告示された出納官吏事務規定による。

国 別		イ タ リ ア		スウェーデン		米国	
経 費	施行日	(2 0 0 3 . 5 . 1 現在)		2 0 0 1 . 4 . 1 5		2 0 0 4 . 4 . 1	
	出願料	リ ラ	円	S . クローネ	円	ド ル	円
最		315,000	20,823	4,000	56,000	750	82,500
低	そ の 他	出願時の付加料		出願時の付加料		出願時の付加料	
必		11頁から20頁まで	150,000	10を超えるクレーム	150	3を超える独立クレーム毎に	86
要		50頁まで	350,000	毎に			
費		100頁まで	700,000	特許印刷料		独立、従属を問わず、20を超えるクレーム毎に	18
用		101頁以上	1,200,000 (リラ)	8頁まで	1100	多項従属クレームがある場合	290
				9頁を超える頁毎に	155 (S . クローネ)	公開手数料	300
						特許発行料	1,330 (ドル)
年 金 (特 許 料 等)		出願した年を第1年目とする(備考参照)		出願した年を第1年目とする		登録した年を第1年目とする	
	第1年					-	-
	第2年			800	11,200	-	-
	第3年					-	-
	第4年	70,000	4,627	700	9,800	910	100,100
	第5年	90,000	5,950	900	12,600	-	-
	第6年	130,000	8,594	1,100	15,400	-	-
	第7年	180,000	11,899	1,350	18,900	-	-
	第8年	250,000	16,527	1,600	22,400	2,090	229,900
	第9年	300,000	19,832	1,900	26,600	-	-
	第10年	350,000	23,137	2,250	31,500	-	-
	第11年	500,000	33,053	2,500	35,000	-	-
	第12年	700,000	46,274	2,700	37,800	3,220	354,200
	第13年	800,000	52,885	2,850	39,900	-	-
	第14年	900,000	59,495	3,050	42,700	-	-
	第15年	1,100,000	72,717	3,300	46,200	-	-
	第16年	1,100,000	72,717	3,550	49,700	-	-
	第17年	1,100,000	72,717	3,800	53,200	-	-
	第18年	1,100,000	72,717	4,050	56,700	-	-
	第19年	1,100,000	72,717	4,300	60,200	-	-
	第20年	1,100,000	72,717	4,500	63,000	-	-
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
	第25年						
特許権 存続期間		出願日から20年		出願日から20年		出願日から20年 (1995年6月8日以降、備考欄参照)	
通貨換算率		L I T 1 0 0 0	66.106	S E K 1	14	U S \$ 1	110
備 考		特許印刷料及び第1年から3年の年金は出願料に含まれる。 EPO出願でイタリアを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年度の年金から。		EPO出願でスウェーデンを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年度の年金から。		小企業、個人、非営利団体については上記の料金は半額。 1995年6月8日前の出願は特許日から17年又は出願日から20年のいずれか遅く終了する方の期間。	
駐 日 公 館 T E L		03-3453-5291/6		03-5562-5050		03-3224-5000	

続葉有

注：この表の通貨換算率は、平成15年12月24日付け「官報」第3758号に告示された出納官吏事務規定による。

*:イタリアリラについては、1936.27リラ=1ユーロ(固定相場)で計算した後、1ユーロ=128円(出納官吏事務官規定より)の率で円に換算した。(換算率は小数点第4位で四捨五入した値)

国 別		カ ナ ダ		ロ シ ア		E P O	
経 費	施行日	2 0 0 4 . 1 . 1		1 9 9 6 . 1 2 . 1		2 0 0 2 . 1 . 3	
	出願料	C . ドル	円	(U . S . ドル表示)	円	ユーロ	円
最		400	33,200	200	22,000	125	16,000
低	そ の 他	審査請求料	800	出願時の付加料		出願時の付加料	
必		特許料付与	300	25を超えるクレーム毎に	30	10を超えるクレーム毎に	40
要		許可時点で100頁を超える明細書及び図面の各1頁につき	4	審査請求料		調査料	690
費			(C . ドル)	1の独立クレームにつき	300	指定料(各国毎に)	75
用				1を超える独立クレーム毎に	240	審査請求料	1,430
				登録料	400	特許付与料	
				(U . S . ドル表示)		35頁まで	715
						35頁を超えると1頁毎に	10
						(ユーロ)	
年 金 (特 許 料 等)		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする	
	第1年						
	第2年	100	8,300				
	第3年	100	8,300	100	11,000	380	48,640
	第4年	100	8,300	100	11,000	405	51,840
	第5年	200	16,600	150	16,500	430	55,040
	第6年	200	16,600	150	16,500	715	91,520
	第7年	200	16,600	200	22,000	740	94,720
	第8年	200	16,600	200	22,000	765	97,920
	第9年	200	16,600	300	33,000	970	124,160
	第10年	250	20,750	300	33,000	1,020	130,560
	第11年	250	20,750	450	49,500	1,020	130,560
	第12年	250	20,750	450	49,500	1,020	130,560
	第13年	250	20,750	600	66,000	1,020	130,560
	第14年	250	20,750	600	66,000	1,020	130,560
	第15年	450	37,350	750	82,500	1,020	130,560
	第16年	450	37,350	750	82,500	1,020	130,560
	第17年	450	37,350	750	82,500	1,020	130,560
	第18年	450	37,350	750	82,500	1,020	130,560
	第19年	450	37,350	1,000	110,000	1,020	130,560
	第20年			1,000	110,000	1,020	130,560
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
	第25年						
特許権 存続期間		出願日から20年 (1989年10月1日以後の出願、備考欄参照)		出願日から20年		出願日から20年	
通貨換算率		C \$ 1	83	U S \$ 1	110	E U R O 1	128
備 考		小企業、個人については上記の料金の半額。1989年10月1日前の出願は特許発行日から17年間。		料金についてはU.S.ドル表示。		上記特許料の欄の金額は、登録までにE P Oに支払う維持料であり、特許料は指定された各国にそれぞれ支払う必要がある。	
駐 日 公 館 T E L		03-5412-6200		03-3583-4224,5982			

続葉有

注：この表の通貨換算率は、平成15年12月24日付け「官報」第3758号に告示された出納官吏事務規定による。

国 別		中国		韓国		台湾	
経 費	施行日	2 0 0 1 . 3 . 1		2 0 0 4 . 1 . 1		2 0 0 2 . 1 0 . 2 6	
	出願料	中国元	円	ウォン	円	TW . ドル	円
最低必要費用		950	12,350	38,000	3,572	2,000	5,860
	その他	出願時の付加料		出願時の付加料		出願時の付加料	
		31頁から300頁まで (1頁あたり)		図面を含む明細書の1頁毎に		図面を含む明細書の頁数が50頁を超えると50頁毎に	
		50		1,000		500	
		300頁を超えると1頁あたり		優先権主張 (1の主張)			
		100		26,000			
		10を超えるクレーム毎に		1を超える主張毎に		審査請求料	
		150		17,000		6,000	
年 金 (特許料等)	その他	審査請求料		審査請求料 (1クレーム)		図面を含む明細書の頁数が50頁を超えると50頁毎に	
		2,500		141,000		500	
		1を超えるクレーム毎に		32,000			
		特許発行料		特許登録料 (1~3年度年金)		特許発行料	
		255				2,500	
		出願維持年金 (年毎)		3クレームまで		(TW . ドル)	
		300		126,000			
		(元)		72,000			
		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする	
	第1年	900	11,700			2,500	7,325
	第2年	900	11,700			2,500	7,325
	第3年	900	11,700			2,500	7,325
	第4年	1,200	15,600	75,000	7,050	5,000	14,650
	第5年	1,200	15,600	75,000	7,050	5,000	14,650
	第6年	1,200	15,600	75,000	7,050	5,000	14,650
	第7年	2,000	26,000	151,000	14,194	10,000	29,300
	第8年	2,000	26,000	151,000	14,194	10,000	29,300
	第9年	2,000	26,000	151,000	14,194	10,000	29,300
	第10年	4,000	52,000	302,000	28,388	20,000	58,600
	第11年	4,000	52,000	302,000	28,388	20,000	58,600
	第12年	4,000	52,000	302,000	28,388	20,000	58,600
	第13年	6,000	78,000	604,000	56,776	20,000	58,600
	第14年	6,000	78,000	604,000	56,776	20,000	58,600
	第15年	6,000	78,000	604,000	56,776	20,000	58,600
	第16年	8,000	104,000	1,200,000	112,800	20,000	58,600
	第17年	8,000	104,000	1,200,000	112,800	20,000	58,600
	第18年	8,000	104,000	1,200,000	112,800	20,000	58,600
	第19年	8,000	104,000	2,400,000	225,600	20,000	58,600
	第20年	8,000	104,000	2,400,000	225,600	20,000	58,600
	第21年			2,400,000	225,600	400,000	1,172,000
	第22年			4,810,000	452,140	400,000	1,172,000
	第23年			4,810,000	452,140	400,000	1,172,000
	第24年			4,810,000	452,140	400,000	1,172,000
	第25年			4,810,000	452,140	400,000	1,172,000
特許権存続期間		出願日から20年		出願日から20年		出願日から20年	
通貨換算率		1元	13	KRW1000	94	TW\$100	293
備考		出願から2年を経過しても特許が付与されないとき、出願維持年金を納付しなければならない。(ただし、特許になった場合のみ。)		出願を電子的に提出する場合 出願料38,000円 20頁を超える1頁毎の追加料金 1000円 年金は、クレーム数が4を超えると、上記額より増額。			
駐日公館TEL		03-3403-3388		03-3452-7611/9			

(出典) AIPPI「マニュアル」、発明協会「世界の工業所有権制度ミニガイド」等 各種資料

注：この表の通貨換算率は、平成15年12月24日付け「官報」第3758号に告示された出納官吏事務規定による。
ただし、台湾ドルについては日本銀行の「[金融経済統計]基準外国為替相場及び裁定外国為替相場
(平成16年1月1日から平成16年6月30日までの間において適用)」による。

問い合わせ先：国際課